

通告3番目、5番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 5番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一問一答方式で、今回、3点についてお聞きいたします。

おくやみコーナー設置についてと、市民ニーズに応える公民館についてと、AEDについて、この3点について質問いたします。

まず初めに、おくやみコーナー設置についてです。

おくやみコーナーにつきましては、令和元年12月の議会で取り上げました。その後、市民の方から、身内の者が亡くなって、市役所に何回も足を運び、何か所も回らないといけなかった。仕事も行かないといけないし、短時間で済ませられるようにできないのか。コンビニで住民票や印鑑証明が取れる時代だし、スマートフォンで申請すれば、市役所で書類を用意しておいてもらえないのかとの声が寄せられています。

そこで、インターネットで調べると、おくやみコーナーが、ここ数年で全国の自治体に広まったことが分かりました。これまでのお悔やみ手続では、大切な方を亡くされたご遺族が市役所内の複数課の窓口を回り、幾つもの申請書に住所、氏名などを記入したり、窓口で待ち時間が発生したりと、申請にかかる時間だけでなく、ご遺族にとって心身的にも負担の大きいものでありました。市職員があらかじめ個人の氏名や住所を印字した書類を準備することにより、ご遺族は、来庁した際の記入作業や待ち時間の短縮だけでなく、手続にかかる心身の負担軽減にもつながります。

本市ではDXを推進されており、業務の効率化を図り、住民に対する行政サービスの向上を目指す取組をされていると思います。その点を踏まえまして、4点質問いたします。

1番目に、死亡届の件数について、直近5年間をお聞かせください。

2番目に、死亡届出後の手続はどのようなものがあるのでしょうか。

3番目に、内閣官房IT総合戦略室が、おくやみコーナー設置自治体支援ナビを提供していましたが、現状についてお聞きいたします。

4番目に、遺族の気持ちに寄り添い、おくやみコーナーを設置する考えについてお聞きします。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

- 木村総務部長 奥田議員、1番目のご質問、おくやみコーナーの設置についての1点目、死亡届件数の推移は、についてでございます。

平成30年度が422人、令和元年度が437人、令和2年度が443人、令和3年度が480人、令和4年度が546人の方がお亡くなりになっております。

2点目、死亡届提出後の手続はどのようなものがあるのかについてでございます。

死亡に伴う手続につきましては、市民課において、死亡届届出後の諸手続一覧をお渡ししてございます。ご遺族の方につきましては、後日、各課において必要な手続をお願いしております。税務課では納税等の変更手続、社会福祉課では障害者手帳の返還手続、保険介護課では国民健康保険、後期高齢者医療の資格喪失手続や葬祭費申請手続、国民年金、介護保険の資格喪失手続、上下水道業務課では給水装置使用者変更手続などがございます。

3点目の、内閣官房IT総合戦略室が、おくやみコーナー設置自治体支援ナビを提供していたが、現状はどうかについてでございます。

おくやみコーナーを設置する市町村支援については、過去にIT総合戦略室の情報発信サイトにおいて掲載されていましたが、2022年6月30日をもって更新を停止しております。経験がない職員でも遺族に必要な手続を案内できるよう支援するものですが、ワンストップを前提につくられており、かなり細かい点まで質問項目が設定されています。これを実際に本市で導入した場合、遺族の方に質問や確認等のご負担をおかけすることになります。また、1人の職員が全ての手続を対応することは難しく、ご遺族にかえってご迷惑をおかけすることになる可能性もあり、活用については、現在のところ考えてございません。

4点目、遺族の気持ちに寄り添い、おくやみコーナーを設置する考えは、についてですが、現在のところ、ワンストップでのおくやみコーナーの設置は考えてございませんが、できるだけご遺族の負担を軽減し、手続の簡素化を図るなど、サービスの向上につなげるため、本市としてどのような形を取るべきか、先進自治体の情報を収集し、進めてまいります。

- 田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

- 奥田議員 再質問3点、質問いたします。

ワンストップを前提につくられていて、かなり細かい点まで質問事項が設定されているとのことですが、どのような質問事項が設定されているのかをお聞きします。

次に、スマートフォンを使わない方が電話で予約を行い、当日は各課の職員があらかじめ個人の氏名や住所を印字しておくだけでも、同じことを何度も書く必要がなく、行政サービスにつながると考えますが、市の考えをお聞かせください。

3点目に、身寄りがいない方が亡くなった場合の各種手続はどうなるのかをお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

ワンストップを前提につくられた設定の質問項目なんですけども、第一段階の質問事項では、亡くなった方の生年月日、亡くなった日、世帯主であったか、配偶者はいたか、養育している児童がいたかなどの基本情報のほか、健康保険情報、公的年金受給の有無、納付されていた税情報など、9項目があり、その後、追加で各項目について、第二段階の質問が複数設定されております。

次に2点目です。電話予約を行って印字をしておくということですが、今後、サービスの向上につなげるため、死亡届提出後の手続について、関係各課と協議し、前向きに検討してまいりたいと考えてございます。

次に3点目です。身寄りのない方、亡くなった場合です。身寄りのない方につきましては、家屋管理人が死亡届の届出人になり、手続を行っていただいております。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目の質問いたします。市民ニーズに応える公民館についてです。

公民館は、市民の生涯学習の拠点として、社会教育法に位置づけられた社会教育や生涯学習を推進する施設であり、地域の身近な学びの場として、また地域の交流の拠点として、地域に欠かすことのできない役割を担っています。

また、様々な人々をつなぐネットワークの要として、さらなる期待が寄せられているところです。本市においても、公民館は成人講座、ふれあい学級、自治会の集会、文化教室等の開催で、市民にとって身近な存在である一方、災害時には避難場所として頼りにする施設でもあります。

そこで3点質問します。

1 番目に、公民館では自習ができると聞いていますが、自習室の利用者数についてお聞きします。

2 番目に、災害時の情報伝達手段としてW i - F i 環境の整備が重要とされています。体育館や公民館など、避難所、避難場所に指定された防災拠点や被災場所として想定される公的拠点では、避難所W i - F i の設置が進んでいます。異常気象による経験したことのない豪雨災害、甚大な被害をもたらす地震災害など、災害時は多くの住民が戸惑い、確かな情報を必要とします。避難所において、時々刻々と変わる災害状況をタイムリーに届けることは的確な避難行動を促し、多くの住民を安心させさせることにつながります。避難場所となっている公民館のW i - F i の整備はどうかをお聞きいたします。

3 番目に、本市には公民館が 8 施設ありますが、午前中から開館しているのは、岩出地区公民館、上岩出地区公民館、中央公民館の 3 施設だけです。あとの 5 施設は午後からの開館となっていますが、どの公民館も午前中から開館してほしいという市民の声があります。公民館によって開館時間が違うのはどうしてなのかをお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの 2 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 奥田議員の 2 番目のご質問にお答えいたします。

1 点目の自習室の利用者数についてですが、公民館での自習につきましては、図書室を設けていない船山地区公民館を除き、原則として、公民館内にある図書室をご利用いただいているところです。なお、中央公民館と上岩出地区公民館の図書室は岩出図書館の分室となっており、中央公民館では自習での利用を可としておりますが、上岩出地区公民館では不可となっていることから、別に自習室を設けております。自習に限定しての利用者数は把握しておりませんが、管理人から話を聞きますと、中央公民館以外の図書室では、そのほとんどが自習のための利用であるとのことであり、令和 5 年度では、4 月から 11 月末までで 6 館合計 1,031 人の方にご利用いただいております。

次に、2 点目のW i - F i の整備についてですが、議員ご指摘のとおり、公民館は避難所になっていることや、利用者の利便性の向上ということから、整備を検討したところではあります。老朽化が進んでいる公民館におきましては、長寿命化を図るための外壁の改修や空調設備の改修などに優先的に取り組んでいるところであり、現在のところ、W i - F i 環境の整備をする予定はありません。なお、費用

対効果や他の公共施設の整備状況なども考慮しながら、引き続き検討はしてまいります。

次に、3点目の開館時間が違うのはなぜかについてであります。議員おっしゃるとおり、市内8館ある公民館のうち岩出地区、上岩出地区、中央の3館は午前から開館。山崎地区、紀泉台地区、根来地区、桜台地区、船山地区の5館は午後からの開館となっております。以前は、全ての公民館において午後からの開館としておりましたが、ご要望があったことや、図書室が岩出図書館の分室となったことなどを考慮して、現在の状況となっております。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2点お伺いいたします。

1点目、午前の利用状況についてお伺いします。

2点目、岩出市公民館設置及び管理条例施行規則第3条には、公民館の開館時間は午前9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができるかとあります。午後からのみ開館している公民館は、教育委員会が特に必要と認め、午後からの開館になっているということだと思えます。必要と認める理由は何かについてお答えください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の午前中の利用状況ですが、午前中から開館している3館における午前中の利用状況ですが、全体でおおむね3割程度、利用が少ない調理室を除いても4割には満たない程度の利用にとどまっております。

次に、2点目の規則に定める開館時間を変更する必要と認める理由は何かについてですが、午前中から開館している3館における午前中の利用率が4割に満たないことから、効率的、効果的な運営を考え、3館のみ午前中の開館としております。

今後も利用状況や市民の皆様からのご要望などに応じて、引き続き開館時間について検討するとともに、市民の皆様が利用しやすい公民館となるよう、施設整備を行うなど、適切な管理運営に努めてまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 3番目のAEDについてお聞きいたします。

突然心臓が止まった人の救命率は、何もしないと1分間に約10%ずつ低下するとされています。心停止の人を救うために、私たちができることは、主に119番通報、胸骨圧迫、心臓マッサージのことで、あとAEDによる電気ショックがあります。救急隊が到着するのは、通報から平均8.9分かかると言われております。救急隊の到着を待っていたのでは、8%の人しか救えないこととなります。突然の心停止からの救命には、迅速な心肺蘇生、特に胸骨圧迫、心臓マッサージとAEDによる電気ショックが重要です。心停止の現場に居合わせた人が、胸骨圧迫を行うことで約2倍、AEDを用いた電気ショックでさらに2倍、救命率が高まります。心停止が起こった現場で、胸骨圧迫とAEDを用いた電気ショックを行うと、半数以上の人の救命をすることができるということです。

多くの方は、地域の防災訓練や職場や学校でAEDの使い方を学んだことがあると思います。心停止の現場に居合わせたときは、勇気を出して学んだことを実践することにより命を救えます。ただ、AEDを必要とするのは、日中とは限りません。24時間必要なときは、いつでも使用可能であるということが大事です。

そこでお伺いいたします。1番目に24時間対応のAEDの個数と場所をお聞かせください。

次に、医師などで作る日本AED財団は、誰でも無料で使えるアプリを開発しました。アプリには最寄りのAEDを検索する機能があり、クリックすると、現在地から最も近くにある3つのAEDの場所を表示してくれます。緊急で使用したいとき、AEDを探す時間を大幅に短縮できます。この最寄りのAEDを検索する機能のあるアプリを普及啓発してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

3番目に、全国的に24時間AED使用できる公共施設が増えてきています。本市でも、公共施設において、24時間AEDが使用できるよう対応していただきたいと考えますが、市の見解をお聞かせください。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員ご質問の3番目、AEDについての1点目、24時間対応のAEDの個数と場所は、についてお答えいたします。

岩出市内のAEDの設置状況は、一般財団法人日本救急医療財団のAEDマップ

によりますと、公共施設や民間の事業者も含め、昨日現在で109か所に設置されております。このうち市が把握している24時対応のAEDは7か所であり、設置場所は、市役所、総合保健福祉センター、岩出警察署、根来交番、畑毛交番、岡田交番、那賀消防組合消防本部となっております。なお、岩出市内には24時間営業しているスーパーはほとんどありませんが、新しくできた24時間営業のスーパーにはAEDが設置されており、24時間対応が可能と聞いております。

続いて2点目、最寄りのAEDの検索機能のあるアプリを普及啓発してはどうかについてでございますが、本市では市ウェブサイトからAEDの場所が検索できるような情報提供しておりますが、いつでもどこにいてもAEDの設置場所が確認できるという利点から、議員からもございましたが、日本救急医療財団のスマートフォン対応の無料アプリが登録できるよう、市ウェブサイトに掲載したところでございます。

続いて3点目、公共施設において、24時間AEDが使用できるよう対応すべきと考えるが、市の見解は、についてお答えいたします。

市では、市役所をはじめ教育施設など、41施設にAEDを設置しております。このうち、24時間対応できるのは、対応できる職員や日直、守衛等がいる市役所と総合保健福祉センターの2か所となっております。他の施設においても職員等が勤務している時間帯については、外部の方にもAEDを使用していただくことが可能となっております。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2点、再質問させていただきます。

まず、AEDの使用の際、女性への配慮が必要と考えます。自治体によっては三角巾をAEDケース内に設置しているところもあります。本市でも導入してはどうか、市の見解をお聞きいたします。

2点目に、24時間対応については、市では41施設にAEDを設置してはいますが、施設の中に設けて設置しているために、職員や日直、守衛がいる、その施設に限られるということですので、職員や日直、守衛の方がいなくても使用できるように、屋外に設置する、そういう自治体が増えてきておりますので、本市では、この屋外に設置することについて、どのように考えておられるのかをお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目について、AEDを使用する際の女性等への配慮から、三角巾をAEDケース内に設置する自治体が増えていることは把握しております。三角巾はパッドを貼った後に上半身にかけることで、プライバシーを保護することができることから、今後、関係部署とも協議の上、公共施設のAED内への設置をしてまいります。すみません、AED内への三角巾の設置をしてまいります。

続きまして、2点目についてですが、AEDを屋外に設置することは、いつでも誰でも使用できるというメリットがある一方、AEDが正常に作動するためには、防じん・防水性能を有し、ボックス内の温度管理もできる専用の屋外用収納ボックスが必要となり、費用がかかることや盗難防止等の管理上の課題もあります。AEDの屋外設置については、先行して実施している自治体等の状況を今後、研究してまいりたいと考えております。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。